

# 定例委員会の開催状況

第1 日時 平成13年9月13日(木)  
午前9時30分～午前11時30分

## 第2 出席者

### 1 国家公安委員会側

村井委員長

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

### 2 警察庁側

長官、次長、官房長、刑事局長、交通局長、警備局長、  
情報通信局長、官房審議官(生活安全局担当)

## 第3 議事の概要

### 1 議題事項

#### (1) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、  
書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を  
要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

### 2 報告事項

#### (1) 平成13年警察白書について

警察庁から、「平成13年警察白書については、9月21日の閣議

に配付することとした。」旨の報告があった。

(2) 平成13年上半期における来日外国人犯罪の現状について

警察庁から、「本年上半期の来日外国人犯罪の検挙は、12,238件、6,585人で、凶悪化、組織化及び地方拡散化の傾向が見られた。」旨の報告があった。

委員から、「警察のいろいろな努力が統計に表れているようで大変心強いことだが、もう少し突っ込んで、『行政評価の観点から、警察としてどのような対策を行うと効果があるのか。それを実際に行ってみてどうだったのか。本当はこうしたことをやりたいのだが、ネックがあって成果が出ない。』等、対策の目標と結果について、警察白書等で国民に説明することも大切であり、そうした観点も報告の中で取り上げてほしい。」旨の発言があり、警察庁から、「現状分析に基づき対策を講じ、その結果、その対策の目的がどのくらい達成されたか評価することは、確かに必要なことである。本件については、後日、御指摘の観点を含めた報告をまとめたい。」旨、説明があった。

別の委員から、「ロシア人国籍の外国人による犯罪が統計上ではあまり見受けられないが、ロシア人の犯罪は、外国人犯罪問題の中で、まだあまり深刻な状況になっていないと解釈してよいのか。」との質問があり、警察庁から、「ロシア人の犯罪について、自動車の密輸出やけん銃の密輸入等の話はあるが、未だ大がかりな摘発に至っていない。」旨、説明があった。

(3) 最近の不祥事案について

警察庁から、「静岡県警察の警部補が、フィリピン共和国国籍の女性を不法就労させていた事案に関し、同県警察は、8月23日、同警部補を不法就労助長罪で通常逮捕し、本日、懲戒免職処分とする予定である。」旨の報告があった。

(4) 高速道路上における女子中学生被害の逮捕監禁致死事件について

(兵庫県警察)

警察庁から、「7月24日、神戸市の中国縦貫自動車道において、女子中学生が倒れているのが発見され、搬送先の病院で死亡する事件が発生したが、兵庫県警察は、9月8日、中学校教員を逮捕監禁致死罪で通常逮捕した。」旨の報告があった。

委員から、「本事件が解決して良かった。警察の信頼につながる大変良いケースだと思う。」旨の発言があった。

(5) 外務省課長補佐らによる詐欺事件について(警視庁)

警察庁から、「警視庁は、9月6日、ホテルで開催されたAPEC閣僚会議等の室料等を水増し請求して、外務省から約4億2,300万円を騙し取った同省課長補佐ら3人を詐欺罪で逮捕した。」旨の報告があった。

(6) 「平成13年秋の全国交通安全運動」の実施について

警察庁から、「平成13年秋の全国交通安全運動は、9月21日から30日までの10日間、高齢者の交通事故防止及びシートベルト、チャイルドシートの着用の徹底の2点を重点に実施される。」旨の報告があった。

委員から、「今回の『参加型』の運動は、従来のマンネリ化したやり方から抜け出したものとして評価できる。」旨の発言があった。

委員長から、「実体験が今後の大きな教訓となることがあるので、例えば自動車を運転していて、スピードを出し過ぎて衝突した場合の状況等をシミュレーターのようなもので体験してもらうことも一方法である。」旨の発言があった。

(7) 運転経歴証明書モデルの作成について

警察庁から、「先般の道路交通法改正により新設された運転経歴証明書の様式のモデルを作成した。今後、都道府県警察において関連規定の整備を行うなど、施行に向けた準備を行うこととなる。」旨の報

告があった。

委員から、「同証明書において『優良等』の区分表示はなぜ必要なのか。また、病気等により免許証を返納した人が、その病気が治ったため再び運転したい場合、どのような手続が必要か。」との質問があり、警察庁から、「運転者が免許証を返納しようとする直前まで優良運転に心掛け、また、返納した後も交通安全に寄与していただくことを考慮し、これらの区分表示を設けることとした。また、御指摘のような病気等で返納した場合には、新たに免許を取得してもらうこととなる。」旨、説明があった。

委員長から、「同証明書に本籍を表示しない理由は何か。運転免許証を返納する高齢者等は案外住所を変更するため、アイデンティフィケーションの観点から本籍を表示する意味はあるのではないか。また、運転経歴証明書について、『有効期間がなく、再交付されず、住所変更届も不要』等の要素を考えると、本籍が表示されていた方が将来的に便利ではないか。」との質問があり、警察庁から、「同証明書について、一部の方々から『本籍はできるだけ表示しないでほしい。』との要望もあり、各都道府県警察の意見も聞きながら検討した。個人の特定のためには、住所、氏名、生年月日が表示されていれば、本籍は必ずしも必要ではないとの考えから、今回のモデルを作成した。運転免許証のＩＣカード化をするときには、運転免許証の券面に本籍を表示しないことを考えている。同証明書の作成に当たっては、現在、政府関係の書類に対する本籍の削除という基本方針が示されていることもあり、本籍を表示しないこととした。」旨、説明があった。

( 8 ) 小泉総理大臣の東南アジア訪問をめぐる動向と警察措置について

警察庁から、「小泉総理大臣は、９月１６日から２２日までの間、インドネシア共和国等４か国を訪問し、各国首脳との会談等を行う予定である。本訪問に伴い、警察では、所要の体制で警護警備を実施することとしている。」旨の報告があった。

( 9 ) 警察庁から、「米国における同時多発テロ事件発生に伴う警察措置」について報告があった。

委員から、「日本でも、先日の米国での重大テロ事件のように、将来、自分の生命を犠牲にする前提でハイジャックする者も出てくることも考えられる。空港の保安体制について、セラミックナイフ等の持込みの未然防止等も必要と思われる。これらの観点で空港でのチェック体制をもう一度見直すべきである。例えば何人に1人等の割合でアトランダムに厳しくチェックするというのも一方法である。また、航空機のコックピット内にスプレーガン等を備え付ける方法も考えられる。」旨の発言があり、警察庁から、「空港でのチェック体制の強化は、航空機の運行管理、乗客の理解等が絡み、難しい面があるが、御指摘の点を踏まえ、関係省庁とも検討を進めることとしたい。」旨、説明があった。

別の委員から、「今回の事件に関する関係省庁間における情報交換のあり方について伺いたい。」との質問があり、警察庁から、「各省庁が得た情報については、基本的にはそれぞれの判断により他省庁へ通報する。」旨、説明があった。

### 3 その他

( 1 ) 委員から、「いわゆる『援助交際』が、いかに危険で、死や危険な犯罪と隣り合わせの行為であるかということ、積極的に広報すべきである。少女らにはこれらの認識がないため、『援助交際』等にのめり込んでいくものと思われる。少女らに対し、直接訴えるキャンペーン等を行うことが必要である。」旨の発言があり、警察庁から、「援助交際については御指摘の点を踏まえ、その方法等について検討したい。」旨、説明があった。

委員長から、「委員御指摘の件について、警察庁が各種マスメディアに対し、国民にわかりやすい解説等を掲載してもらうよう努力してはどうか。」との発言があり、警察庁から、「各種事件検挙の際に、

記者会見の場で、委員御指摘のような問題提起を行う方法等も考えられる。」旨、説明があった。

(2) 委員から、「警察署協議会については、警察全体で大変努力され、地域の身近な問題が話題となっているようである。同協議会に関し、同委員と警察署側とが双方向で意見を述べられ、同委員の方々が『コミュニケーションができ、出席してよかった。』と感じるような運営となるよう配意してほしい。」旨の発言があり、警察庁から、「同協議会は各地で第1回目が終了している。初回なので、警察側からの業務説明がやや多かったように思われるが、次回以降、議論が進展していくものと思われる。御指摘のような協議会の運営が図られるよう指導していきたい。」旨、説明があった。

(3) 委員から、「先週報告を受けた『神奈川県公安委員会による監察の指示に対する神奈川県警察の実施結果』について、警察行政の問題点や実態がわかり、勉強になった。監察したこと自体、不祥事案発生等の予防効果があるのではないかと思う。一番重要なのはフォローアップであり、このフォローアップの結果が知りたいところである。また、警視庁では方面本部制度に基づく厳正な監察の実施により効果を上げているとのことであるが、神奈川県警察でも方面本部があるにもかかわらず、機能していなかったのはなぜか。同県警察でも、先週報告を受けた改善策をとれば方面本部がより効果的に機能するものと思われる。」旨の質問があり、警察庁から、「かつて同県警察の方面本部は指導や予防監察を行い、実際の監察は警察本部が一元的に行っていた。その後、一連の不祥事案の発生を踏まえ、方面本部に、一定の監察権を付与するという運用を行ったものである。」旨、説明があった。

(4) 委員から、「先日、長官が出張したタイとカンボディアの印象を簡単に教えてほしい。」旨の質問があり、警察庁から、「まず、タイにおいては、警察幹部等と薬物問題、国際犯罪、テロ問題について意見

交換を行った。タイでは若年層に薬物が蔓延しており、政府を挙げて対策に取り組んでいる。薬物問題に関し、日本はパートナーとして情報交換を行うことが必要であるとの印象を持った。一方、日本に対しては薬物事件捜査に関する資機材の提供や分析技術のトレーニング等の支援を求めている。また、カンボディアにおいても、首相等と会い、いろいろ話し合ったが、同国の当面の問題は薬物問題であるとしても、基本的には武器のない社会を構築する等、国内の治安の確保、安定が一番大きな問題との認識であった。国際協力や情報交換の必要性の説明を受け、タイと同様、資機材の提供や分析技術の習得等で、ぜひ、日本の支援、協力を得たいとのことであった。警察官は以前と比べてかなり訓練されていたが、地域住民と協力した警察活動等を行うには至っておらず、同活動に関するノウハウの提供や幹部に対する教育等の援助も求めている。」旨、説明があった。

- (5) 委員から、9月7日に、九州管区内警察本部長会議に出席した結果等について、「会議の冒頭あいさつの中で、『神奈川県公安委員会による監察の指示に対する神奈川県警察の実施結果について、他県のことと思わず、自県の参考となる問題点及び対策も数多く含まれていると思われるので是非役立ててほしい。』等、話した後、九州管区警察学校を訪問した。古い建物ながらメンテナンスが良く感心した。授業見学の後、射撃場でけん銃を撃つ判断を養うための最新の映像訓練機器の使用を視察した。さらに、模擬家屋での鑑識活動訓練や管区機動隊の訓練を視察した。10人程の学生と意見交換し、警察官を志望した理由、ストレスマネジメントの困難、警察安全相談での苦勞、達成感のない職種に割り当てられている者のストレス等、大変参考になる話を聞いた。これらの話を聞いて、警察官の人材確保や増員、業務の合理化等が改めて必要であると思った。特に、業務の合理化については、一つ一つの業務について本当に必要かどうか、具体的に見直して改善すべきであると痛感した。また、『多数の警察安全相談のうち、他機関が対応した方がよいことや、その時点で対応できないこと等は、

その理由を告げて納得が得られるように断る。』等、具体的な説明責任を果たすというノウハウが必要であり、これらは今までの警察にない部分であるという印象を大変強くした。」旨の報告があった。